

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法」の一部改正に伴い、納税通知書等に係る公示送達の方法を変更するものです。

【法令改正の背景】

国のデジタル臨時行政調査会により「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、行政による代表的なアナログ規制の見直しが必要であるとされました。これを踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、書面掲示規制の見直しとして、納税通知書、督促状等に係る公示送達をインターネットによる公表等により行うこととするなどの地方税法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①公示送達について、地方税法施行規則に定める方法（インターネットによる公表）に加え、掲示場での掲示等により行うこととします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日※

※改正法の公布の日（令和 5 年 3 月 3 1 日）から起算して 3 年 3 か月を超えない範囲内において政令で定める日